

「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書（案）
－早期での事業再生の円滑化に向けて－」に対する意見（パブリック・コメント）

2025年1月27日

公益社団法人 経済同友会

中堅・中小企業活性化委員会 委員長 寺田 航平

今般、経済産業省から公表された「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書（案）－早期での事業再生の円滑化に向けて－」について、以下のとおり意見を述べる。なお、本意見は経済同友会が昨年4月に公表した提言¹の趣旨を踏まえたものである。

1. 報告書（案）に対する基本的な考え方

窮境に陥るおそれがある事業者の再構築を図り、合従連衡を促進するために、特別多数による決議と裁判所の認可により債権者の権利変更を可能とする第三の制度（以下「本制度」という。）の創設を志向する今般の報告書（案）の方向性に賛成する。

一方で、本制度を実務的に利用可能なより良い制度とするためには、一部の論点について改善の余地がある。先行する各国の法制や現在の実務プラクティスなどを参考に再度検討を行うべきである。

2. 担保付債権の扱いについて（該当箇所：17ページ）

本制度が想定する「対象債権の権利変更」が具体的に何を意味するのかという明確な記載が報告書（案）に見当たらないが、各所の記載から推察するに、権利の減免（いわゆる債権カット）と期限の猶予（いわゆるリスケジュール）の両者ともに権利変更に該当することを前提にしているものと考えられる。

他方、担保付債権については、権利の減免のみならず、期限の猶予についても、実体法上の担保権の優先性を尊重するという理由で、権利変更の対象とされないこととされている。

実体法上の担保権の優先性を尊重し、「権利の減免」に該当する権利変更を対象外とすることに異論はないが、いわゆるリスケジュールに当たる「期限の猶予」についてまで対象外とすることが妥当な判断なのか疑問が残る。本制度を利用する場合

¹ [人手不足時代の中堅・中小企業政策 ～生産性向上に向けた合従連衡と労働移動の促進～](#)

の計画には、担保権者が存在する限りにおいて、必ず「期限の猶予」が包含されるため²、その部分を権利変更の対象外とする制度が実務的に機能しないのではないかと懸念が払拭できない。弁済スケジュールは変更するが債権の全額を支払うことを前提とする「期限の猶予」が、担保権を侵害することには該当しないと考えられる。先行する各国の制度においても担保付債権を制度に取り込んでいない事例は見当たらないため³、この点を再考し、より利用価値の高い制度が創設されることを期待する⁴。

3. 議決権の考え方および決議の可決要件について（該当箇所：19～20 ページ）

権利変更に上記二種類の区別があることを前提にすると、期限の猶予と権利の減免の可決要件に有意な差を設けることが公平である（例えば前者の可決要件を3分の2、後者を4分の3とするなど）。期限は猶予するが権利の減免がなされない権利変更と権利の減免を伴う権利変更との間には質的に大きな違いがあるからである⁵。

その質的な違いを踏まえた公平で利用しやすい制度が確立され、中堅・中小企業の合従連衡が加速度的に促進されることを期待する。

以 上

² 非保全債権の権利の減免（債権カット）を伴う計画においても、残存債権部分については必ず期限の猶予（リスケジュール）が規定される。

³ 長島・大野・常松法律事務所『令和3年度産業経済研究委託事業（事業再生の円滑化に関する調査等）「英独仏韓における多数決原理に基づく倒産前手続（私的整理手続）に関する調査報告書」』（2022年3月）参照。

⁴ 報告書（案）記載の制度だと、期限の猶予（リスケジュール）だけを企図する計画であっても非保全債権額を確定させるために、厳格な担保評価の手続が必要となり、迅速性・簡易性が阻害される恐れがある。

⁵ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第29条が、債権放棄を伴う場合の計画案により厳格な要件を課している点が参考となる。

⁶ 報告書（案）記載のとおり、権利変更の対象を非保全債権に限定した場合の権利の減免を含む計画における議決は、減免される部分と残存債権部分の期限の猶予（リスケジュール）を区別することなく、加重された可決要件で非保全債権額で議決することになる。仮に、担保付債権の期限の猶予（リスケジュール）も権利変更の対象とするなら、併せて担保付債権者が有する担保付債権額で通常の可決要件で議決することになる。